

議第107号

広島県立県民の浜管理条例の制定について
広島県立県民の浜管理条例を次のように定める。

広島県立県民の浜管理条例
(趣旨)

第1条 この条例は、広島県と呉市との間における広島県立県民の浜管理事務の事務委託に関する規約（以下「規約」という。）に基づき事務委託を受けた広島県立県民の浜（以下「県民の浜」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 県民の浜は、広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和63年広島県条例第4号）第1条に規定する目的を達成するため、規約第1条に規定する委託事務として次に掲げる事業を行う。

(1) 宿泊、休憩、研修、飲食等のための施設及び設備（以下「施設等」という。）

並びに区域内の自然環境の提供

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、施設等の管理を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に県民の浜の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が定める申請書に県民の浜の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定により申請をした者のうち、次に掲げる基準に最も適合していると認められる者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が県民の浜を使用しようとする者の平等な利用が図られるものであること及び利用促進が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が施設等の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有している者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、県民の浜の設置の目的を達成するために十分な能力を有している者であること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 施設等の維持及び管理に関する業務

(2) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

- (3) 施設等の使用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い県民の浜の管理を行わなければならない。

(使用の許可)

第8条 施設等を使用しようとする者は、市長（県民の浜の管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。第10条、第11条、第15条及び第16条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、施設等の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の制限)

第9条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸をしてはならない。

(使用の許可の制限)

第10条 市長は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他市長が不適當な使用と認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 許可された目的以外に使用したとき又は使用の許可に係る条件に違反したとき。

(使用料)

第12条 使用者は、施設等の使用料（以下「使用料」という。）を市に納付しなければならない。ただし、指定管理者に県民の浜の管理を行わせる場合は、この限りでない。

2 使用料のうち、別表に定める施設の使用料の額については同表に定める額とし、同施設に附属する設備・備品等（以下「附属設備等」という。）の使用料の額については市長が別に定める。

(利用料金)

第13条 使用者は、前条第1項ただし書に規定する場合は、別表の施設及び附属設備等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める施設の使用については同表に定める金額の範囲内において、附属設備等については別に、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
（使用料等の減免）

第14条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。ただし、指定管理者に県民の浜の管理を行わせる場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する場合は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
（使用料等の返還）

第15条 既納の使用料又は利用料金は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料又は利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（遵守事項等）

第16条 県民の浜を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 砂の採取，木竹の伐採，土地の形状変更その他県民の浜の自然的環境を損なう行為をしないこと。

(2) 施設等を毀損し，又は汚損しないこと。

(3) 公益を害し，又は風俗を乱すおそれのある行為その他県民の浜の設置目的に照らし適当でない行為をしないこと。

(4) 市長の指示に従うこと。

(5) その他市長が定める事項

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、県民の浜の利用を拒否し、又は県民の浜から退去することを命じることができる。

（損害賠償）

第17条 指定管理者又は使用者は、県民の浜の施設，設備，備品等を滅失し，又は損傷した場合は，不可抗力によるときを除き，その損害を賠償しなければならない。

（委任規定）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2 県民の浜の指定管理者の指定に係る手続その他県民の浜の管理等に関し必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 1 2 条，第 1 3 条関係）

区 分		単 位		使用料	
宿 泊 研 修 所	宿 泊	洋室	幼児	一人 1 泊につき	1,800 円
			小・中学生	一人 1 泊につき	6,000 円
			大人	一人 1 泊につき	7,500 円
		和室 A	幼児	一人 1 泊につき	1,800 円
			小・中学生	一人 1 泊につき	5,200 円
			大人	一人 1 泊につき	6,400 円
		和室 B	幼児	一人 1 泊につき	1,600 円
			小・中学生	一人 1 泊につき	4,800 円
			大人	一人 1 泊につき	5,700 円
	大広間及び小広間	幼児	一人 1 泊につき	1,300 円	
		小・中学生	一人 1 泊につき	2,100 円	
		大人	一人 1 泊につき	3,300 円	
	一 時 使 用	洋室 和室 A 和室 B	1 室 4 時間までごとに		4,500 円
		大広間	1 室 4 時間までごとに		10,400 円
		小広間	1 室 4 時間までごとに		5,200 円
イベントホール		1 室 4 時間までごとに		22,200 円	
大研修室		1 室 4 時間までごとに		11,900 円	
小研修室		1 室 4 時間までごとに		6,000 円	
運 動 広 場 等		テ ニ ス コ ー ト	ハードコート	1 面 1 時間までごとに	1,300 円
		人工芝型	1 面 1 時間までごとに	1,600 円	
	運動広場		市長が別に定める単位	市長が別に定める額	
そ の 他 施 設	棧敷	1 日利用	1 か所につき	2,500 円	
		通年利用	1 か所につき	46,800 円	
	シャワー		1 回につき	210 円	

備考

- (1) 「幼児」とは、満 4 歳以上の者で小学校就学の始期に達するまでのものをいう。
- (2) 「小・中学生」とは、小学校の児童，中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

- (3) 「大人」とは、満15歳以上の者（中学校の生徒を除く。）をいう。
- (4) 宿泊の際、洋室を一人で使用する場合又は和室Aを3人以下で使用する場合は、一人1泊につき1,080円を加算する。
- (5) 運動広場については、入場料その他これに類する料金を徴収し、興行等のため専用使用する場合に限り、使用料を徴収する。

（提案理由）

広島県から事務委託を受けることとなった広島県立県民の浜の管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。